

コンプライアンス規定に関わる細則

Rev.03 2018年5月21日

-1- COMPLIANCE システム

(1) COMPLIANCE は、CSR 室の存在、並びに各部で任命された COMPLIANCE 担当者の存在が基本となり社外の監査役をはじめ弁護士や司法書士等も相談窓口として起用する事を大前提とする。

社内：

CSR 室：室長・佐々木 陽介
第1部：男子・小坂 亜斗夢、女子・村上 加代
第2部：男子・宮寺 謙次、女子・小林 雛
総務部：堀内 まゆみ

社外：

社外取締役：島村 耕太郎 先生
社外監査役：石原 一彦 先生
社会保険労務士：鈴木 幹男 先生
弁護士：澤田 和也 先生・江崎 正行 先生
会計士：桑原 茂治 先生
司法書士：鈴木 徹 先生

(2) 社内 COMPLIANCE 規定並びに細則に基づき、社員一人ひとりが COMPLIANCE を順守可能な状態が維持されており、規範に反する又は反するおそれのある行為については随時、前項の相談窓口へ相談・報告する。

(3) 斯かる問題点は CSR 室・総務部 COMPLIANCE 担当者・社外取締役・社外専門家の中から4名以上にて協議し、毎月、第一金曜日の午前中に前月の事案を分析し、その結果を社長に書面で報告する。社長は調査チームと協力の上、速やかに是正措置若しくは懲戒処分その他の対応策を実施する。なお、緊急を要する案件は都度、速やかに対応する。

(4) COMPLIANCE に係る TRAINING :社内でのコンプライアンスの徹底教育に加え、外部の講習会には若手社員を中心に随時参加させている他、外部から講師を招き全社ベースでのトレーニングを実施している。

-2- 会食並びに贈答品

取引先（公務員又はこれに準じるものを除く、以下公務員等という）との会食並びに贈答品は、何れも社会通念上妥当な基準に止めることを原則とする。

これを超える恐れありと判断されるケースでは、必ず上司 / CSR 室に事前相談し、確認すること。

(1) 会食：

一人 5 千円の会議食の範囲内での会食を原則とし、事前または事後に上司に書面で報告すること。一人 5 千円を超える会食費は、必ず事前に書面で上司の許可を得ること。また上司は必要に応じ CSR 室に書面で報告のこと。

(2) 贈答品：

単価 US\$ 100 を超える贈答品は原則として許可されない。

これを超える贈答品に関しては、必ず事前に書面で CSR 室、並びに社長の許可を得ること。

なお、公務員等に対する接待・贈答は、国内外を問わず原則、禁止する。

-3- コンプライアンス研修

毎年 1 回、原則として 2 月、経営幹部を含む全社員が参加し、りそなりサーチ等の外部から講師を招聘してコンプライアンス研修を実施する。

主たる研修テーマは贈収賄とし、サブテーマは CSR 室長と講師とが事前打合せして決定する。

-4- 顧客の贈収賄リスク評価

会社のビジネスパートナー・チェックリストには顧客の贈収賄リスク評価も含まれている。また、年に一度、評価の見直しを実施する。

-5- 職務記述書

少なくともコンプライアンスに関係の深い職務に関しては職務記述書を作成し、年に一度、見直しする。

-6- 会社のコンプライアンスチェック

長年、会計監査を担当して頂いている桑原税務会計事務所に、会社のコンプライアンスチェックを委託する。

-7- 新規採用者の適性調査

新規採用者に対して会社が実施する適性検査には、汚職を含む犯罪履歴調査を含むものとする。